

第26回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年6月11日（水） 午前9時～午前10時30分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（19名）

1 番 鈴木 正雄	2 番 佐藤 洋悦	4 番 佐藤 学	7 番 齋藤 正宏
9 番 玉井 慎太郎	10 番 小笠原 喜悦	12 番 高川 吉昭	13 番 伊藤 又工門
14 番 高橋 勝範	15 番 佐藤 敏光	16 番 桜田 友子	17 番 渡邊 敏雄
18 番 泉 芳博	19 番 竹原 まゆみ	20 番 小松 伸一	21 番 鈴木 靖浩
22 番 茂木 靖雄	23 番 田村 誠市	24 番 細谷 精悦	

5 欠席委員（5名）

3 番 佐藤 吉男	5 番 信田 浩則	6 番 本間 隆喜	8 番 伊藤 悟
11 番 長澤 信徳			

6 出席した農地利用最適化推進委員（20名）

大曲地域	佐藤 栄治	佐々木 正五	井上 健一	荒川 洋男	中野 文和
	草薙 節雄				
西仙北地域	菅原 廣太郎	佐々木 忠永			
中仙地域	安部 寛治	鈴木 清敏	坂本 公紀	高橋 純悦	
協和地域	橋本 光穂	武藤 秀一	菅原 俊一	加藤 末道	
仙北地域	檜尾 茂樹	大野 純雄			
太田地域	田口 誠毅	小松 一也			

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志

	主	事	小笠原 一志
大曲分室	主	任	伊藤 圭吾
西仙北分室	主	幹	茂木 美世子
中仙分室	主	幹	藤川 美由紀
協和分室	主	査	戸島 廣憲
南外分室	主	事	本間 晃一
仙北分室	特定事務員		伊藤 久子
太田分室	主	幹	倉田 康弘

8 議事録署名委員

1 2 番	高川 吉昭	1 3 番	伊藤 又右エ門
-------	-------	-------	---------

事務局長

おはようございます。委員及び推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、農振除外の案件がございますので、市の農業振興課から佐藤課長と担当の方に出席いただいております。この後、議案の説明がありますのでよろしくお願いいたします。

本日、欠席の届け出が、3番、佐藤吉男委員、5番、信田浩則委員、6番、本間隆喜委員、8番、伊藤悟委員、11番、長澤信徳委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第26回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
(午前9時 開会)

会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は19名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回5月13日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第26回総会までの業務報告書をご覧ください。

5月13日に第25回農業委員会総会を、委員20名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

5月23日に秋田県都市農業委員会会長会通常総会が秋田市アキタパークホテルにおいて開催され、会長と私が出席しております。

5月28日に令和7年度全国農業委員会会長大会が東京都のLINE CUBE SHIBUYAで、県選出国議員要請集会が同じく東京都主婦会館プラザエフにおいて開催され、会長が出席しております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、12番、高川吉昭委員、13番、伊藤又右エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める

令和7年6月11日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

皆様おはようございます。ただ今ご紹介いただきました、農業振興課の佐藤と申します。農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様には日頃より市政発展、とりわけ農業行政の推進につきましては、多大なるご理解ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は農業振興課からは私と藤本主任、中仙支所の農林建設課からは藤川主幹が出席しております。この後、議案の説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

はじめに、今年の水田の春作業につきましては、4月以降、曇りや雨の日が多くなりましたが、気温が平年並みからやや高く経過しましたことから、田植え作業は順調に進捗し、5月25日に盛期を迎え、6月1日が終期となっております。今後も平均気温が高く推移することが見込まれていることから、生育が順調に進むよう、県やJA等、関係団体と連携して肥培管理の徹底などを呼び掛けて参ります。米価につきましては、インバウンドなどによる外食需要の増加や、昨夏の猛暑による不作などの複数の要因が重なり需給バランスが崩れたことが影響し、令和6年産米の品薄や価格高騰が現在も続いております。現在、国では備蓄米の放出や流通拡大による米の価格安定に向けた対策を行っているところでありますが、併せて米の安定供給に向け、米政策の在り方を議論する関係閣僚会議を開催するなど、昨年から続く米価上昇の原因や、政府の対応を検証して課題を洗い出し、来年の夏以降に一定の結論をまとめたうえで、令和9年度から変わる水田政策に反映させる旨の報道がされております。

また、昨年、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、令和7年4月11日には新たな指針となります食料・農業・農村基本計画が閣議決定されるなど、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。本市においても、農業や農村を取り巻く環境の変化や、国・県の動向を注視しながら第5次大仙市農業振興計画の策定を進めているところであります。国内有数の米どころであり、県内随一の大豆産地である強みを活かしたブランド戦略を展開するほか、新規就農者研修施設活性化プランを策定するなど、地域の核となる若い担い手の確保や育成に向けて、研修設備やカリキュラムの充実に取り組んでまいります。

さて、本日の議案についてであります。議案第1号、大仙農業振興地域整備計画の変更についてであります。変更の概要といたしましては、中仙地域の除外案件、計2件でございます。計画の変更に当たりましては、大変お忙しいなか地元の農業委員や農地最適化推進委員の皆様には書面及び現地確認を頂いたほか、去る5月16日には大仙市農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、計画の妥当性など様々な要件に照らし合わせて協議を行ったところであり、農用地からの除外について、やむを得ないものとの結論に至っております。この後、議案第1号の全体概要及び各事案の詳細につきましてお配りした資料をもとに、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

参 与

農業振興課の藤本と申します。よろしくお願いいたします。ここからは、座ってご説明させていただきます。

初めに、議案第1号の説明で使用する添付資料についてご説明いたします。案件説明の際は、総会議案書1ページと、右肩に議案第1号説明資料①と書かれた検討表、議案第1号説明資料②、と書かれた見取図・写真及び地形図の3つの資料の各案件ページを見比べながら説明をお聞きいただければと存じます。続いて、全体の概要についてご説明いたします。お手元の議案書1ページをご覧ください。今次、令和7年度前期分の計画変更につきまして、除外案件2件となっております。

除外する農地は田1筆、畑1筆、合計面積1,395平方メートルです。除外後の用途につきましては、店舗兼事務所と一般住宅です。除外にあたりまして、農地法による転用許可の見込みを踏まえた事業計画の妥当性や、除外することによる農地の集

議長

議長

議長

議長

事務局長

議長

議長

議長

参与

議長

議長

議長

議長

参与

参与

参与

参与

7

毎に〇〇〇〇〇〇円の支払いに加えて、米〇俵の物納を行います。

申請理由といたしまして、貸付人は市外に在住しており、相続した当該農地の管理が困難であることから、近隣で耕作を行っている〇〇さんに耕作を依頼するものです。

事務局長

議案第2号につきましては、ただいまご説明いたしました5件の外に、有償所有権移転6件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規12件、使用貸借権設定の新規1件、更新2件がございます。23ページから25ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和7年6月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

26ページ、1番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。農地の所在は、若竹町〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートルです。申請人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請理由につきまして、〇〇さんは現在長男夫婦と自宅に居住しておりますが、二男夫婦との同居を考え現在の自宅から近い申請地に住宅の建築を計画したものです。許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。

渡邊敏雄委員

17番、渡邊です。先般、事務局と現地の確認を行いました。当地は大曲中学校が今ある大曲工業高校から新築移転したときに、一躍宅地化が進んだ所であります。もう宅地だらけなので、農地があったことさえ忘れ去っていた地域でもあります。ちょうど堤防の傍らにちょっと農地が残っていたということで、これについては何ら支障はないと思いますので、ご審議願います。

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和7年6月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局の説明を求めます。

２７ページ、１番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の３、４ページになります。農地の所在は、四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートルです。売買による転用です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請理由につきまして、譲受人は、現在妻子とアパートに居住していますが、子の成長に伴い手狭となったことから実家近くの申請地に住宅の建築を計画したものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと、〇〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この住宅は日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、本案件は、今年1月開催の総会において農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

続きまして、２番をご説明いたします。位置図及び平面図は、資料５、６ページになります。農地の所在は、飯田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田１６筆、計１７筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。売買による転用です。譲渡人は、岩手県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外８名。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さんです。

申請理由につきまして、譲受会社は不動産業を営んでおり、申請地周辺は住環境に優れていることから住宅用地の需要に応じるため、特定建築条件付土地として宅地分譲を計画したものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たり

議 長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件 1 番についてお願いします。
佐藤敏光委員	1 5 番、佐藤です。先週、月曜日に事務局と現地確認して参りました。住宅に挟まれて長年耕作しておらず、改良区もないような農地でありますので、事務局の説明のとおり何ら問題はないと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
議 長	案件 2 番についてお願いします。
渡邊敏雄委員	1 7 番、渡邊です。先般、事務局とともに現地を確認して参りました。久々に大面積であります。1 町 8 反 5 畝、2 町歩に近い農地が造成されるということになります。軒数を見えますと約 6 0 軒を計画しているということで、いずれ町内会が発生することになります。実は私もしばらく耕作していた所なんですけれども、周りに宅地が多くなってくると、泥や藁を落とされない、しょっちゅう箒を持って歩いていなければならない、という条件下で長年耕作してきました。もし懸念されるとするならば、隣にビックやホームックそして駐車場がありますが、この一帯は基盤整備の中にあった農地で農業用排水路が 1 本ありますが、その農業用排水路は大水で有名な福部内川に落ちていく、たった 1 本の排水路であります。そこに強い雨が降って地下浸透もなく、まっすぐに流れていくとなれば農業用排水路はパンクし、その一帯は洪水状態になることが懸念されるわけです。これは業者責任、あるいは市の責任等々あるでしょうけれども、そういったことを前提に置きながら開発していってもらえれば市民の不安も消えていく地域ではないか。利便性だけを追い求めて災害に対する備えを慎重に考えた上での開発を望むものであります。この案件についての農業等々の影響というよりも、水害等の懸念だけであって、何ら周辺に影響するものではないです。自分の意見として申し上げました。
議 長	案件 3 番と 4 番についてお願いします。
玉井慎太郎委員	9 番、玉井です。6 月 4 日に現地を確認してきました。隣接する住宅も田んぼの所有者ということもあり、事務局の説明のとおり、何ら問題のないことを確認してきましたので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	案件 5 番については、3 番、佐藤委員が欠席ですので報告はありません。
事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第 5 号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。

議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

議 長	議案第５号、案件７番から８番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
-----	---

[illegible]

参 与	3 2 ページ 3 番から、3 3 ページ 4 番までは関連がありますので一括でご説明いたします。所有権を移転する農地は、北野目〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田 1 0 筆、計 1 1 筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん 8 3 歳、外 1 名です。秋田県農業公社の買入後、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん 7 2 歳が農地売買等事業即売り型を活用し、買い受ける予定です。売買価格は、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円で 1 0 アールあたりに割返しますと、約〇〇〇〇〇〇円です。
-----	--

議長

議長

議長

議長

事務局長

議長

参 与

議長

議長

事務局長

15

議長

議長

事務局長

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

参与

議長

議長

事務局

議長

議長

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月11日

会 長 細谷 精悦 _____

委 員 高川 吉昭 _____

委 員 伊藤 又右エ門 _____